

福井県雇用維持緊急助成金

～従業員の雇用を守る事業主を福井県が応援します～ (平成21年4月施行)

○対象事業主

国の助成金の支給決定通知書を受け取った事業主
(福井県内の事業所で休業を実施したものに限り)

*「雇用調整助成金」または「中小企業緊急雇用安定助成金」(支給決定通知書は国(労働局)から郵送)

○対象となる休業

平成21年4月以降に実施した休業* *教育訓練、出向は対象外

○助成率・上限額

休業手当の総額の1/10 (1社当たり100万円を上限)

*国が支給決定に当たり対象とした額

国	福井県
中小企業 休業手当の総額×4/5 ※ 大企業 休業手当の総額×2/3 ※	休業手当の総額×1/10 (注) (100万円を上限)

※労働者の解雇をしていない事業主について平成21年3月30日から国の助成率が加算されました

助成割合(イメージ)

	国	県	企業
中小企業	通常の場合	4/5	1/10 1/10
	※解雇をしていない場合	9/10	1/20 1/20
大企業	通常の場合	2/3	1/10 7/30
	※解雇をしていない場合	3/4	1/10 3/20

○手続

別紙「支給申請書兼請求書」と添付資料を下記へ 郵送 してください*

〒910-8580 福井県 産業労働部 労働政策課 (住所の記載は不要)

*国(労働局)の支給決定通知日の翌日から1ヶ月以内に提出してください

◆お知らせ【重要】

- 平成22年度から、新たな支給要件として「申請者に県税の滞納がないこと」が追加されました。申請者には、申請の際、県が県税の納税状況をお調べすることについて同意をいただきます。
- 県税の滞納が確認された場合は助成金を支給することはできませんが、後日、申請者が県税の滞納がないことを証明する納税証明書を県に提出した場合には支給します。

※納税証明書(有料)は、最寄りの県税事務所等で発行されます。

詳しくは県ホームページへ

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/kinkyuu.html> または「福井県の緊急雇用対策」で検索

お問合せ 〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

福井県 産業労働部 労働政策課 電話0776-20-0389 FAX0776-20-0648

